

## 公的研究費の不正使用防止対策に関する基本方針

川村学園女子大学(以下「本学」という。)では、文部科学省制定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、公的研究費を適切に管理し、有効に活用して研究活動が円滑に進むよう、以下のとおり管理・監査体制を整えています。

今後とも、公的研究費を効率的に活用して、さらなる学術研究の発展を目指すため、適正な使用に向けた取組みを推進していきます。

### 1. 機関内の責任体制の明確化

- (1) 大学全体を統括し、研究費の運営・管理について最終責任を負う者(最高管理責任者)として、学長がその任に当たります。
- (2) 最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者(統括管理責任者)として、副学長がその任に当たります。
- (3) 公的研究費に関する事務の、実質的な責任と権限を持つ者(コンプライアンス推進責任者)として、学部長・研究科長・事務部長がその任に当たります。

コンプライアンス推進責任者は、役割の実効性を確保する観点から、研究者や関連部局の事務部職員(以下「関係者」という。)と連携して、日常的に目が届き実効的な管理監督が行い得る体制を構築します。

### 2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- (1) ルールの明確化・統一化
  - ・公的研究費の使用及び事務処理手続きに関するルールを明確にし、関係者に対して周知を図ります。
  - ・公的研究費の適正な使用のため、学内諸規程や各種ルールを整備します。
- (2) 関係者の意識向上
  - ・公的研究費を適正に使用するための各種ルールを徹底し、関係者の意識向上を図ります。
  - ・関係者を対象として、コンプライアンス教育を実施します。
  - ・関係者に対して、各種ルールを遵守し、不正使用を行わないことを誓約する書面の提出を求めます。
- (3) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備
  - ・公的研究費の不正使用に係る調査の手続き、懲戒等の適用に必要な手続き等について、明確かつ透明化を図るため、関係諸規程を整備します。
- (4) 公的研究費の不正使用等に係る通報・告発窓口の設置
  - ・公的研究費の不正使用等に関する本学内外からの通報・告発に対して適切に対応できるように、通報・告発窓口として、事務部がこれに当たります。

### 3. 不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施

- (1) コンプライアンス推進責任者の指示の下、事務部は、不正を発生させる要因について、大学全体の状況を把握し、体系的に整理して、これを防止するための不正使用防止計画

を策定します。

- (2) コンプライアンス推進責任者は、不正使用防止計画に基づき必要な対策を実施します。また、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告します。

#### 4. 公的研究費の適正な運営・管理活動

- (1) 物品等の購入依頼又は発注をするときは、発注段階からその支出財源を明確にし、執行状況を収支簿等で管理します。
- (2) 発注・検収業務は、事務部職員が実施することとし、第三者チェックを有効に活用するよう努めます。
- (3) 非常勤雇用者の勤務状況確認等雇用管理は、出勤簿・勤務内容の確認を徹底し、必要に応じて事務部職員による面談等を行います。
- (4) コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の管理・執行状況について検証し、必要に応じて改善策を講じます。
- (5) 本学と取引を行う業者に対して、本学の取り組みを文書等で通知し、不正な取引を行わないよう周知徹底を図ります。

#### 5. 情報発信・共有化の推進

- (1) 本基本方針等を公表し、公正かつ透明性の高い運用を図ります。
- (2) 公的研究費の不正使用を事前に防止するために、事務処理手続き及び各種ルール等に関する相談窓口として、事務部がこれに当たります。
- (3) 公的研究費の不正使用防止に関係する学内諸規程や各種ルール等を大学共有フォルダー等に掲載し、積極的な情報発信を行います。

#### 6. モニタリングのあり方

- (1) 公的研究費の適正な管理のため、本学全体の視点からモニタリング及び内部監査制度を整備し、実施します。
- (2) 内部監査に当たる者は、不正使用発生要因に応じた一般監査及びリスクアプローチ監査を行います。